

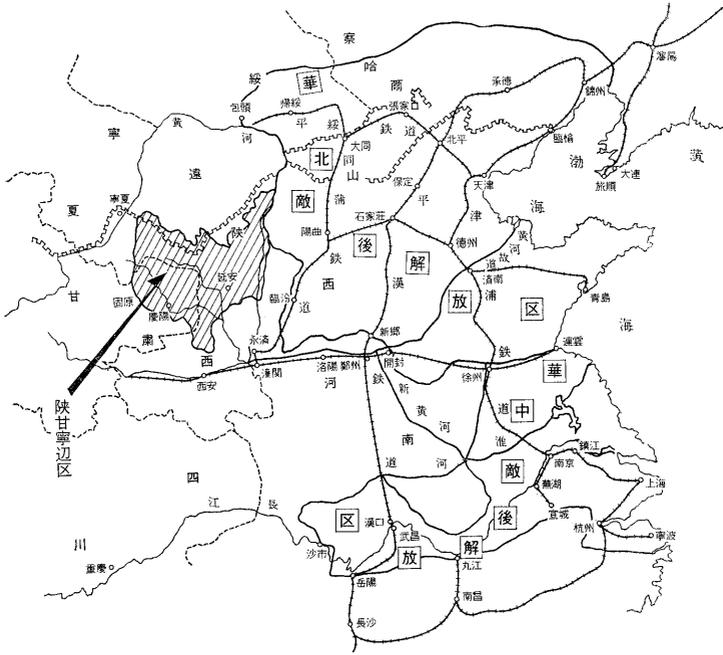
陝甘寧辺区の政権組織について

宮 坂 宏

前書き 陝甘寧 (Shan-Kan-Ning) 辺区は、陝西省、甘肅省、寧夏省の三省の各々一部にまたがり構成された地域である。陝甘寧辺区成立当初は、延安市を中心にして二三の県から成立していたが、その後、辺境の一部に変更があり、一九四一年當時には、二九の県市、二六六の区、一五四九の郷に区分されていた。これは更に、一九四六年には一直屬市、五分区、三二県に編成されている。人口は、一九四六年の戸口統計によれば一五九万余であり、辺区時代を通じて一五〇万前後であったと考えられる。この地は、東は山西、西は甘肅・寧夏、南は渭水、北は綏遠に接しており、東に出て黄河を渡ればすぐに華北の地に出られる地点であり、軍事的には、西北防衛の要であり、また、華北抗戦の重要な後方であった。

陝甘寧辺区は、歴史的には文化の遅れた地方であったが、第二次国内革命戦争時代に、陝北・陝甘辺の二個のソヴィエト政権を樹立して以来(一九三一年頃)、政治的に先進の地区となった。一九三五年中国労働農紅軍主力が北上、長征を行って(前年秋、瑞金の中華ソヴィエト政府の主力は、国民党軍の包圍攻撃をさけて大西征を開始した)、この地域に入ると、前の二個の政権は、ソヴィエト中央政府西北弁事処として統一された。一九三七年、華北の地で抗日戦争が開始されるに及び、同年秋、抗日民族統一戦線結成を国民党によびかけ、中国共産党は中華ソヴィエト共和国を正式に解消し、国民党との合作關係を成立した。以来、一九四六年夏からの全面的な国民党との内戦が開始されるまでの九箇年間、陝甘寧辺区政権は、国民党政府によって正式に承認された、特区政府として存立した。同時に、陝甘寧辺区は中国共産党中央の所在地として、民族解放戦争の保壘、模範的抗日根

陝甘寧辺区略図



陝甘寧辺区の政権組織について

拠地であつて、また、抗日戦争勝利の時期までに樹立された一九の解放区のみならず、最も古い、老解放区として重要な地位を占めている。即ち、陝甘寧辺区は、国民党政府の一地方自治組織であるとともに、革命政権の性格を維持していたところに、重要な特質を見出すことができる。

辺区時代の政権を知る主要な法令について、従来紹介されるところが少く、僅かに、晋察冀辺区の条例の紹介と若干の論文があるのみであった。そこで、本稿では、中華人民共和国法制の歴史を明らかにする作業の一端として、以下に、陝甘寧辺区の政権組織を明らかにしようとした。

抗日戦争時代の革命根拠地——老解放区である陝甘寧辺区は、抗日戦争遂行のために、国民党政権との民族統一戦線を結成するという条件の下におかれた、民族統一戦線の政権であった。しかし、中国共産党中央の指導によつて、そ

の法制度の建立にあたっては、抗戦勝利後に樹立した中華人民共和国の法制度の雛型を、すでに形成していたのであった。それ故に、陝甘寧辺区時代の法制は、抗日戦争の時代に形成された抗日根拠地の諸組織機構である、という歴史的な意味をもっているはかりでなく、現在の社会主義法制の形成に重要な影響をおよぼしている、という現代的な意味をもっている。辺区時代は、中国における社会主義法制の建設の発展を跡付ける上に、重要な一段階をなしているのである。そこで、本稿では、陝甘寧辺区政権の組織について論述したい。この陝甘寧辺区時代の歴史的條件については、拙訳「陝甘寧辺区参議会通過条例集」^(一)に附した解説のなかで触れておいたので、それを参照していただきたい。また、陝甘寧辺区参議会の成立については、別稿^(二)で論述しておいた。本来、本稿とともに一本にすべき論稿であるが、紙数の関係で二つに分ったものである。

(一) 近く刊行を予定。この解説では、前後四回にわたって開催された参議会大会の行われた時期の歴史的條件を述べ、且つ本稿で論述する、辺区の政治組織の要点を整理しておいた。

(二) 現代中国学会編「現代中国」第三九号に掲載の予定。この二つの論稿は、昭和三八年一〇月の現代中国学会の研究大会において発表した「陝甘寧辺区の立法」をもとにしたものである。

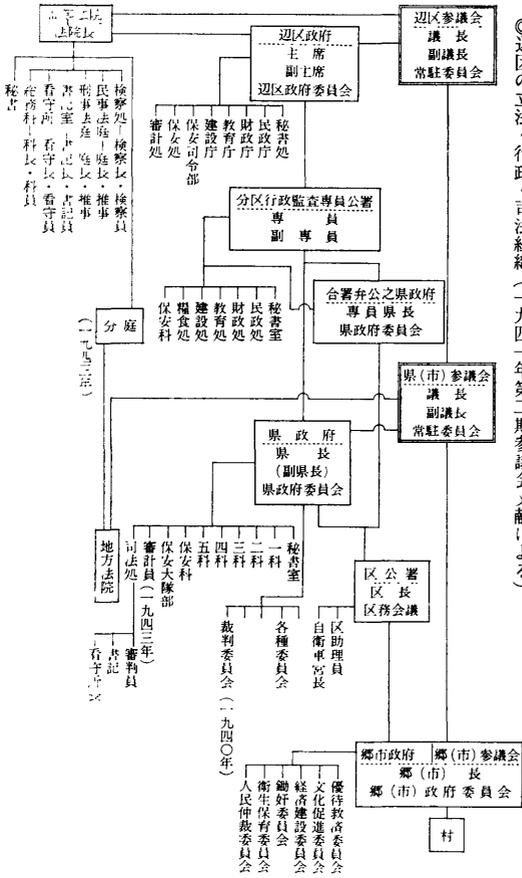
一

陝甘寧辺区参議会によって採択された、辺区の政治組織の規定に関する条例によってみると、辺区政権の組織は以下のようなものである。これを整理して図示したものが一五六頁の組織図である。

陝甘寧辺区の政権組織について

辺区の政権組織——立法・民意機関

陝甘寧辺区には、辺区人民の代表によって構成される意思決定の民意機関として、各級参議会が設けられている。即ち、辺区の行政機構と対応して、参議会は、辺区参議会、県市参議会、郷市参議会、郷市参議会の三級に分たれている。各級参議会議員は、普通・直接・平等・無記名投票の原則により、選挙せられた。選挙にあたっては、地主・富農・民族資本家



を含む、満一八才以上の成年男女に広く選挙・被選挙権が与えられる、全人民選挙の制度がとられた。例外として、漢奸・買辦・精神病患者には、選挙権が与えられなかった。この選挙権の規定は、辺区時代の重要な特質である。中国共産党は、国民党と合作を行うにあたって、その条件として、中華ソヴェト政権の下で進められていた土地改革を中止し、地主・資本家の政治的権利を復活させた。^(三三)その具体的規定が、一九三五年一月二五日の中共中央政治局会議において採択された、所謂一二月テーゼに従って改められた選挙法であり、またこの選挙法をうけつぐ辺区参議会通過の「各級参議会选举条例」である。

(三) 一九三五年八月一日の、中国ソヴェト政府と中国共産党中央の「中共が抗日救国のために全国の同胞に告ぐるの書」(八一宣言)の原則に従い、一九三七年七月一日の、中国共産党中央委員会の「中共中央の国共合作宣言」に示された、国共合作条件は、(一)孫中山先生の三民主義を徹底的に実現すること、(二)国民党政権を覆滅しようとする一切の暴動政策および赤化運動を取消し、暴力による地主の土地没収政策を停止すること、(三)ソヴェト政府を取消し、民権政治を實行し、全国政権の統一をはかること、(四)紅軍の名義番号を取消し、国民革命軍に改編し、国民政府軍事委員会の指揮を受けること、の四点であった。

参議会の権限について、辺区参議会を例にとれば、政府主席・副主席、政府委員、高等法院院長の任免、公務人員の監察と彈劾、立法、予算と決算の審議等である。立法に関して、法案の提案権は、政府委員会および参議会議員に限られず、「辺区各級参議会組織条例」(一九三九年法・一九四一年法)によれば、人民および民衆団体の議案提出権が規定されている。この人民および民衆団体の発議権の規定は、辺区参議会が形式の上で、国民党政権の民意機関で

ある国民参政会に従いながらも、實質的には、人民に密着した政權を創造しようとした、一つの現われであった。辺区のみでなく、県参議會においても、行政機構の、辺区と県市に対応する形で、前述の権限と同種の権限が、人民に与えられていた。郷市参議會も同様であるといえるが、その組織原理は、立法行政合一制の原理によっていたことが、他と異なっている。

各級参議會議員の任期についてみると、当初、一九三九年の条例では、辺区参議會議員の任期は一年、県参議會議員は一年、郷市参議會議員は半年、とされていた。しかし、その後、一九四一年の改訂立法では、辺区参議會議員三年、県市参議會議員二年、郷市参議會議員一年、にそれぞれ改められている。さらに、一九四四年の選挙法の改訂によって、県市参議會議員の任期が三年に改められている。この議員の任期を改正している点については、各会期の政府工作報告その他参議會文件には、特別の説明はなされていない。辺区の立法原則の一は、民權主義の実行にあつた。その具体化の中に、人民の自治能力の増強と、民衆の積極性の発揚がある。ところで、一九四一年の改正立法以後は、人民の参議會議員罷免権を規定して、参議會に対する関与の機会を保障されるようになったが、当初の一九三九年法ではこの規定がおかれずに、参議會議員の任期を短期間にする事によって、積極的に参議會に関与する機会を多くして、代議員に対する人民の監視を可能にしようとしたものであろう。さらに、一九三九年法に規定されず、一九四一年法によって新らしく加えられたものに、参議会の職権に、政府行政人員の罷免の権限、創制と複決の権限が、辺区・県市参議會に与えられたことがある。これによって、人民は間接に政府行政人員の監視を行いうるのである。このようにして、制度的に民權主義の発展がはかられたのである。また、行政人員の組織原理として、三三制が

確立してきたことも、参議会議員の任期の延長に関連性があるものと考えられる。三三制によって、広く地主・富農・資本家をも含めた、民族統一戦線の下における民主制を実現して来たのである。以上のように制度的に民権主義の発揚がはかられたという理由の外に、選挙事務の事実上の問題も関係があるものと考えられる。実際の経過をみると、前後四回にわたる辺区参議会は、規定どおりの会期に従っていない。また、参議会大会の開催も、規定の期限通り行われていない。これは抗日戦争遂行の戦時体制の下におかれていた辺区で、原則的には代議員の選出の機会が多くもたれることが好ましいとしても、事実上それを可能にする条件がなかったと考えられるのである。そこで、いづれの選挙法においても、任期は事情により延期することが認められていた。また、議員の任期に関連して、任期満了後、再選連選されることは妨げないものとされている。

各級参議会の会議については、通常の場合、当初の一九三九年立法によれば、辺区参議会は半年に一回、県市参議会は三月に一回、郷参議会は一月に一回、開催されるものと規定されていた。しかし、これは後、辺区参議会は一年に一回、県市参議会は半年に一回、郷市参議会は二月に一回、開催されるものと、一九四一年法で改められている。もっとも、実際には規定通りに会議が開催されていないことは、議員選挙の場合と同様である。

各級参議会には、全会議の工作を主持する議長、副議長、および参議会の休会期間中に、会議の日常事務を処理する常務議員がおかれている。一九三九年の各級参議会組織条例によれば、議長一名、副議長一名で、常務議員は、辺区参議会九人、県市参議会五人、郷参議会三人とされていた。しかし、一九四一年の各級参議会組織条例によれば、議長一名、副議長一名、常務議員(名称がこのとき改められている)は、辺区参議会九人、県市参議会五人とし、議

長、副議長は常駐議員の定員のうちに入るものとしてゐるが（この点は常務議員も同じで、当然、議長、副議長は常務議員となるものとされていた）、郷市参議会の段階に変更があった。即ち、郷市参議会は、立法行政合一制（議執合一制）をとり、議長、副議長を設けず、会議開催の際は、郷市長を含めた三人の主席団を推挙して、この主席団が会務を主持し、また会議の休会期間中も、常駐議員を設けず、郷市政府委員会が参議会に代るものとしてゐる。陝甘寧辺区において、末端の立法組織と行政組織を重ねて、立法行政一体制を採用していることは、辺区においても、郷市の段階では、ソヴェト制をすてていないという点で、注目すべきである。

なお、辺区の参議会一般について、「国家権力の基礎をなすものであり、決議機関と執行機関をかねていた。……参議会閉会中は、各参議会が選出した、郷・市・県・辺区の各政府がそれぞれ、その職務を代行した。」との見解が一部にあるが、この見解は、郷市の段階においては妥当しても、県市、辺区の段階においては誤りである。後に述べる政府委員会と参議会常駐議員委員会とは、組織を別にし、参議会は民意機関・人民代表機関としてあり、これが行政機関をかねるものではなかった。また、常駐議員委員会は、行政機関としての機能をもっていない。各級参議会の日常事務の処理を託されている外、同級政府の参議会決議案の執行状況の監督と、同級政府に対する建議と詢問の提出の権限等を与えられているにすぎない。この点は、別稿で述べたように、辺区が国民党との合作条件によって、国民党政府の法令の適用をうけ、且つ国民党政府の政治組織の下におかれたことと関係がある。辺区各級参議会組織条例には、参議会を民意機関・人民代表機関としての規定をしているが、権力機関としては規定していない。つまり、形式の上では、国民党政府の国民参政会に対応するものとして設立され、ソヴェト政権下の組織を改めてい

る。そこで、常駐活動機関を参議會の中に設けながら、執行機関の組織とは別個のものとして、執行権を与えていないのである。むしろ、辺区時代の政治組織においては、行政機関である政府委員会に、立法の権限を与えられていることが重要である。常駐議員委員会が設けられ、政府委員会を常時監視する体制が作られていることは、三権分立のブルジョア・デモクラシーの政治形体からは既に異なる点であるが、執行機関である政府委員会に立法権が与えられている点においては、実質的に立法と行政の合一制が計られているのであって、国民党との合作をすすめながらも、ソヴィエト制をその指導原理として維持していたと考えられる。しかし、單純に参議會は決議機関と執行機関をかねていたとは言いきれないのである。

各級参議會は、各選挙単位ごとに、当選議員の五分の一の候補議員の選出が認められていた。候補議員は参議會に出席する権利と発言をする権利を認められていたが、決議権はなかった。しかし、正議員に欠員が生じたときは、候補議員が得票数に応じて、順次正議員となった。なお、一九四一年立法以後の選挙法によれば、候補議員を選出できるのは、辺区参議會および県市参議會の段階であって、郷市参議會は候補議員の選出をしないことになっている。

二

辺区の政權組織——行政機関

陝甘寧辺区の行政制度が、各種の行政機構を規定する諸条例によって、明確にされるようになったのは、一九四一年の第二期参議會大会においてである。これを略述すれば次のようなものである。

一 辺区政府。辺区の最高行政機関としての辺区政府は、制度上、国民政府の管轄と、辺区参議会の監督の下におかれている。即ち、辺区政権は実質的には、独立の革命的政権であるが、形式の上では、国民政府の地方自治組織としての特区政府であった。辺区政府には、主席・副主席各々一名がおかれ、主席は辺区政府を代表した。主席の職権は、辺区政府委員会の召集と、会議の主催、政府委員会の議決案の執行、全辺区行政機関の監督、および、辺区政府の日常および緊急事務の処理であり、副主席は、主席に事故があるとき、これを代理した。主席・副主席は、辺区参議会が、政府委員の中より選挙するものとされた。また、一三名の政府委員は、同じく参議会がこれを選挙した。

辺区政府は、辺区のすべての政務を綜理し、その下に、秘書処、民政庁、財政庁、教育庁、建設庁、保安司令部、保安処、審計処の各庁・部・処が設けられ、事務の必要に応じては、専門の所轄機関を増設することができた。

前述したように、辺区政府には、辺区行政に関して、命令を頒布し、また辺区の単行条例および規定を制定する権限が与えられていた。但し、辺区の人民の負担を増加し、人民の自由を制限したり、行政区画を変更する場合、および、重要な行政施策については、辺区参議会の審議承認あるいは追認を必要とした。このように執行機関に立法権を認められている点は、晋察冀辺区においても同様である。ただ、晋察冀辺区の組織条例の規定では、陝甘寧辺区の場合に、参議会の審議承認あるいは追認事項^(四)になっているものも、辺区行政委員会の職権の範囲に規定され、参議会の承認あるいは追認の必要は規定されていない。陝甘寧辺区においても、晋察冀辺区においても、参議会常駐議員委員会の政府委員会に対する監督と、辺区行政委員会に与えられた立法権とは、辺区時代の地主・富農・資本家が、政治上の公民権を恢復したこと、および、三三制の組織原理が採用されたこととともに、重要な辺区時代の政治形態の特

質をなすものである。

(四) 晋察冀辺区行政委員会組織条例(一九四三年)第五条、(政治経済研究所訳編「中国辺区重要法令集」昭和二三年九月)

辺区政府委員会の決議によって執行される事項は、国民政府の委託事項の執行、選挙、参議会の議決事項の執行、予算決算の審議、辺区政府の行政人員の任免、軍隊の配属・移動、辺区の行政施策あるいはその変更、公産の処分、公営企業の企画等々である。辺区政府の下にある各庁・部・処は、それぞれ、庶務、民政、財政、教育行政、農林商工、軍事、人民武装、锄奸(自衛)、会計検査等の行政事務を分担している。

二 行政監査専員公署。民主政治を發揚し、行政能率を高めるために、辺区政府は、二個以上の県をあわせて、一行政分区とし、分区に行政監査専員公署を設置し、当該分区の各県の行政事務を監査および指導することができた。一九四一年の行政単位についてみると、辺区二九個の県市が、一二直屬県市、四分区に区分されていたが、一九四六年には、三三県・市・区が、一直屬市、五分区に区画されている。行政監査専員公署の設置は、辺区政府委員会が決議して、辺区政府の命令によって行われた。公署には専員一名が任命されるが、専員の権限は、行政分区内の県行政の監督、指導であり、随時所属各県の地方行政活動を調査・指導し、分区の地方治安の維持にあたり、各県の経費の収支を監査し、分区の行政會議を招集し、所属各級の公務人員を監督し、また、所属各県間の争訟問題の処理、現行辺区法令の執行の推進等の職務を担当することである。また、必要のある場合は、事務処理のために、副専員を選任する権限が、辺区政府にあった。専員の職務執行を補佐し、各種の工作をするために、専員公署に、秘書室、民政処、財政処、教育処、建設処、食糧処、保安科が置かれ、それぞれ、主任秘書および幹事、処長および幹事、科長の

事務要員がおかれていた。なお、専員は、行政分区内の一県の県長を兼任することが許されていた。

陝甘寧辺区の場合、専員公署には、行政事務の執行の権限が与えられていたが、司法に関する権限は与えられていなかった。これに対して、晋察冀辺区においては、司法処が設置され、管轄区内の民事・刑事事件の第二審の裁判を行う権限を、専員公署はもっていた。^(五)この点は、二つの辺区の間にもみられる違いである。しかし、陝甘寧辺区の場合でも、専員は高等法院分庭の庭長を兼任することが許され、實質的に、司法権の行使が行われていた。

(五) 晋察冀辺区行政督察専員公署組織大綱(一九四〇年五月)第二第六号、(政治經濟研究所訳編「中国辺区重要法令集」昭和二三年九月)

この行政監査専員公署の司法権限の行使の問題は、県における司法権限の行使の問題と関連している。陝甘寧辺区の場合にも、晋察冀辺区の場合にも、ともに、県の段階に司法処が設置され、県が地方法院に代って、第一審の裁判権を行使するものとされていた。即ち、司法権の行使も、けして、行政行為と無関係に独立して行われるものではなかったのである。晋察冀辺区の場合には、そこで、第二審の審判にあたって、辺区高等法院の法廷を、各行政監査専員公署の区内に分設することができるとされ、組織上公署の職権の範囲内として司法処を県と同様設置し、主任審判官および審判官各々一名を置くことができたのである。陝甘寧辺区の場合は、県に対応して行政監査専員公署に司法処を設置することなく、高等法院の分庭を設置し、その庭長を専員が兼任することができるものとされたのである。両者の差異は組織上の処置の問題であらう。

(六) 晋察冀辺区法院組織条例(一九四三年一月)第十三条、晋察冀辺区行政督察専員公署組織大綱(一九四〇年五月)第五、

(いずれも、政治経済研究所訳編「中国辺重要法令集」昭和二年九月)

三 県政府。県政府は、辺区政府の指導をうけ、県参議会の監督の下にあり、県参議会によって選挙された県長(必要によっては、副県長も選任できる)、同じく参議会で選出された六人ないし一〇人の委員によって、県政府委員会を組織して、県行政を綜理する。また、分区内の各県は、前述のように、専員公署の指導をうける。行政事務は、秘書室、一科、二科、三科、四科、五科、保安科、審計員、保安大隊部のそれぞれに分れて、庶務、民政、財政、教育、農林商工、食糧管理、会計検査、治安維持、および軍事の各項を分担して執務する。なお、地方法院が設けられていない県には、司法処を置き、司法行政をも司る権能をもっている。また、県政府の権限は、県行政に関して、ほぼ辺区政府と相応するものがあり、県の単行法規 \parallel 条例の制定権を与えられている。この県政府委員会に立法権限が与えられていることは、県参議会との関連において問題となるが、この点辺区政府委員会と辺区参議会との関係について述べられたことが、県の段階においてもいえるものと考えられる。

四 区公署。県の行政機構を強化するために、県の事情によって、県政府は県を若干の区に分割し、それぞれに区公署をおくことができた。区公署には区長一名、区助理員三名ないし五名を置き、区務会議を組織し、県政府の県長、一科ないし五科、保安科等の科および司法処、保安大隊長の命令を承けて、行政事務を分担執行した。区長は県長の推薦にもとづき、県政府委員会の承認を得て、辺区政府がこれを任命し、区助理員は県長が任命した。区務会議は通常半月に一回開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができた。なお、県政府委員会は二週間に一回開催するとの規定がある。

五 郷市政府。郷市長、郷市政府委員は、郷市参議会がこれを選挙し、郷市政権の最高機関である郷市参議会の休会の際には、これにかわって、郷市政府委員会が最高機関となるものとされている。辺区各級参議会の説明の際に述べたとおり、辺区においては、末端の行政組織である郷市の段階では、議合一の体制がとられていたのである。この点、晋察冀辺区の場合、末端の村組織において同様なことがいえる。

郷市長および政府委員の罷免権は、郷市参議会にある。郷市政府は、優待救済委員会、文化促進委員会、経済建設委員会、鋤奸委員会、衛生保育委員会、人民仲裁委員会の各種の委員会を設け、それぞれ三名ないし五名の委員を任命して、政府工作を担当させている。政府委員、各種委員会委員は、郷市長、文書係を除いて、政務を担当しながら、生産に従事する義務をもっていた。即ち、人民に負担をかけない政治、清廉政治の一つの具体化である。辺区の時代においては、経済封鎖を受けた陝甘寧辺区が、経済的に自給自足を行うために、すべてのものが生産に従事することが要求されていた。そこで、政府委員すらも、自らの生活は自給自足することが求められていたのであり、可能な限り生産に従事することは、当然の要求であったと考えられる。しかし、こうした経済的理由のみならず、政治工作の原理として、公務員が生産に密着していることが、要求されていたのであり、この伝統は、現在の、幹部の下放運動にうけ継がれている。なお、郷市の下には行政村、自然村が置かれ、末端の行政組織として、住民小組が置かれていた。

以上、各級の政府につうじて、人民は公務員員の不法行為を告訴、告発する権利を、「保障人權財權条例」によって保障されていた。また、人民の議案提案権が、各級参議会組織条例によって規定されていたことは前述のとおりで

ある。これらの規定によって、人民と密着した政治を行い得る体制を保障していたのである。

三

辺区の政権組織——司法

陝甘寧辺区参議会の資料によれば、第一期参議会大会において制定された、陝甘寧辺区高等法院組織条例が、司法組織に関する規定の唯一のものである。そこで、この条例、および、各参議会会期の政府工作報告と、隴東分區の専員であり高等法院分庭の庭長を兼任し、後、陝甘寧辺区高等法院院長となった、馬錫五の論文^(七)により、陝甘寧辺区の司法組織を略述したい。

(七) 馬錫五「新民主主義革命段階における陝甘寧辺区の人民司法工作」(「政法研究」一九五五年第一期、七頁以下)

陝甘寧辺区政府が成立すると、中央労働政府西北辦事処時代に設置されていた、司法部と各省・県・区労働政府の裁判部は廃止されて、陝甘寧辺区高筆法院を設立し、辺区の審判工作と司法行政工作を統一的な管理の下におき、さらに、地方法院の設置されていない県政府に司法処を置いた。馬錫五によれば、地方法院の置かれたのは延安のみであり、一九四三年春には各分區に辺区高等法院分庭を設立し、この年、各県に司法処が設けられたという。なお陝甘寧辺区には一高等法院、三分庭、二九県司法処、一地方法院があった。

司法機関と同級の人民政府との関係は、各級司法機関は同級政府の組成部分であり、同級政府の統一的指導の下に工作を進めるものとされている。同時に、専員が高等法院分庭の庭長を兼任し、県長が司法処の処長を兼任する制度

が行われている。行政区区の専員である馬錫五の分庭庭長として行った裁判は、専員裁判、あるいは馬錫五方式としてよく知られている。司法組織に関して、晋察冀辺区では先にも触れたように、行政区区に司法処が設置され、専員公署の職権の一つに管内の第二審の民事・刑事事件の審判権が与えられ、司法処には主任審判官および審判官各々一名をおくとされていた。また、高等法院院長を辺区参議会において選挙する制度は一九三九年以来であり、司法処の裁判員も県参議会が選挙する制度がとられた。辺区各級の司法機関の内部組織は、民主集中制の原則が行われ、とくに集団指導がとられた（民主集中制は、司法機関に限らず、行政機関においても組織原則とされていた）。辺区高等法院院長、各分庭庭長と各県司法処処長は、それぞれ当該単位の審判と司法行政工作を指導する責を負った。県の司法処の段階においては、一九四一年には、県長と県政府委員会書記および裁判員が組織する裁判委員会が設けられ、重大事件については、ここで討論し確定を行った。これにより、判案の正確、量刑の適當、党の政策の貫徹の目的を達成する組織上の保障をなした。

抗日戦争時期の陝甘寧辺区各級法院の任務は、「日本帝国主義に反対し、抗日人民を保護し、各抗日階層の利益を調節して、労働生活の改良と漢奸・反動派の鎮圧を基本的な出发点とする」施政方針を根拠として、抗戦の利益の保護、辺区民主政権と各抗日階級の合法的利益の保護、漢奸・反革命分子の裁判を主要なものとした。

次に、事件の審理は、法律に別段の規定があるものを除いて、一律に公開方式を採用し、群衆の傍聴と発言を許した。この原則は人民司法工作の民主性を具体的に示し、また、法院の群衆に対する法規の宣伝教育、群衆の法治意識の高揚、群衆の法律を遵守する習慣の養成を計ることを目的とするものであった。なお、これと関連して審判方式に

人民陪審制が採られている。審判程序は、人民の訴訟に便利であることを原則とし、簡便なものとなっている。審級は二審制をとり、県司法処が初審で、高等法院およびその分庭が終審である。阿審とも人民群衆の民・刑事訴訟受理するのに、口頭の申請と書面による訴えを同じ効力を有するものとし、当事者が口訴し、あるいは法院に呈状の代書を要求したものは、無条件に訴状を代って作成するものとした。また、各級司法機関は、一切の訴訟費用を徴収しなかった。審判の監督の面では、上級法院が上訴事件を審理することによって下級審判機関の審判を監督する外、再審と覆核制度を設けていた。

以上が陝甘寧辺区政権組織の概略である。ここに論述したことは、いわば陝甘寧辺区において実現を要求せられていた三民主義の、民族主義にあたる部分である。この時期の民族主義の第一は、民族の独立をまもることであり、そのために、政治組織をどのように構成するかということであった。そして、この民族主義の実行をはかるために、その実質として、民生主義・民権主義の具体的施策が考えられたのであり、特に、第二期参議会大会以降、民生と民権について種々規定されている。この問題については、別稿にゆずり改めて論述したい。

(註) 一五四頁の陝甘寧略地図は、一九四四年七月陝甘寧辺区政府弁公署編印「陝甘寧辺区第二期参議会重要文献」所収の「陝甘寧辺区地図」および一九四四年七月延安新華書店總店出版「八路軍新四軍抗戰形勢図」より作成された「抗日戦争時期解放区形勢図」(「抗日戦争時期解放区概況」(一九五三年)所載)より抄録。(一九六三年一月二六日)